

北杜市小淵沢エリア振興ビジョン推進会議設置要綱

令和7年6月30日

北杜市告示第93号

(設置)

第1条 令和7年3月に山梨県が策定した小淵沢エリア振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）の実現を目指し、地域の住民、事業者、団体及び行政が連携して取組を推進するため、北杜市小淵沢エリア振興ビジョン推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) ビジョンの推進に関すること。
- (2) ビジョンの推進に係る関係者間の連絡調整に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、20人以内をもって組織する。

2 推進会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域を代表する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 北杜市小淵沢町に活動の拠点を有する個人及び法人その他の団体
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(役員)

第5条 推進会議に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数をもって成立する。

(関係者の出席)

第7条 推進会議は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(プロジェクト推進チーム)

第8条 推進会議は、ビジョンを円滑に実現するため、プロジェクト推進チームを置くことができる。

- 2 プロジェクト推進チームの設置及び運営に関し必要な事項は、あらかじめ市長と協議の上、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、政策秘書部政策推進課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この告示の施行後最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。

(最初に開かれる会議の招集)

- 3 委員が委嘱又は任命された後の最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。